

○ 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）

新旧対照表（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係）			
一 （略）			
二 給与			
人事管理文書の区分	基準日	保存期間	
（略）	（略）	（略）	（略）
規則九― 一二一（ 広域異動 手当）	第八条第 二項の住 居等を明 らかにす る書類	確認に係 る要件を 具備しな くなった 日	五年

備考 一〇三 (略)	三〇二十 (略)	規則九―	第六条の	通知した	五年
		一四七(通知の文	日	
		給与法附	書等の写		
		則第八項	し		
		の規定に			
		よる俸給			
		月額)			

備考 一〇三 (略)	三〇二十 (略)		(新設)
			(新設)
			(新設)
			(新設)